

独立行政法人国立女性教育会館(National Women's Education Center)について

1. 法人の目的・事業

- 女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする（独立行政法人国立女性教育会館法第3条）。
- 研修、広報・情報発信、調査研究、国際貢献の4つの事業により、男女共同参画の推進に取り組む。

2. 組織・運営

- 役員4名（理事長（1）、理事（1）、監事（2））
職員50名（常勤（22）、再雇用職員（1）、有期雇用（16）
パートタイム（11）
(令和6年8月現在)
- 予算（令和6年度）
運営費交付金 479百万円

3. 沿革

- 埼玉県等からの誘致により、同県比企郡嵐山町に、女性の自発的な学習を促進するための国立施設として設置。

- 昭和52（1977）年7月 文部省の附属機関として
「国立婦人教育会館」が設置される
- 平成13（2001）年1月 「国立女性教育会館」と改称
4月 独立行政法人化
- 平成18（2006）年6月 女性情報ポータル（Winet）公開
- 平成20（2008）年6月 女性アーカイブセンター開設
- 平成27（2015）年7月 PFI制度を導入
(令和7年3月末にPFIを終了する予定)

■嵐山町の位置

(引用：嵐山町公式HPより)



※国会議事堂前駅から武蔵嵐山駅まで
所要時間：約1時間半～2時間弱



(本館・実技研修棟) 8,509m²

(宿泊棟A・B・C) 9,025m²・収容定員 計348名

(研修棟) 7,470m²・利用定員 計1,459名

男女共同参画センターについて

男女共同参画のための総合的な施設として、地域の様々な課題に対応するための実践的活動を行っている。

なお、法律上の根拠はなく、都道府県や市町村が条例等を制定し、設置している。

1. 主な事業

○広報啓発

男女共同参画の推進を目的としたフォーラム・シンポジウムの開催、広報誌の発行

○講座

教養・知識等を身につけるための講座の開催、技術・資格の取得

○相談事業

子育て等家庭に関する相談、女性の健康に関する相談、女性に関する法律相談への対応等

○情報収集・提供

書籍資料・情報の収集、図書館やHP等を通じた情報提供

○調査研究

男女共同参画に関する意識調査や他地域の男女共同参画に関する事例研究等の調査・研究

等

2. 設置状況（令和6年4月4日現在）

○都道府県：45都道府県設置、49施設

○政令指定都市：全20市設置、29施設

○市区町村（政令指定都市を除く）：275市区町村設置、276施設

全国計354施設

※運営形態：直営246施設、指定管理85施設、その他31施設

（直営及び指定管理者制度の併用等により運営している施設があるため、設置施設数とは一致しない。）

(独)男女共同参画機構(仮称)及び男女共同参画センターの機能強化による「若者・女性に選ばれる地域づくり」

(独)男女共同参画機構が「センターオブセンターズ」として、全国の男女共同参画センターを強力に支援。

- ・ 機構及び全国の男女共同参画センター相互間で必要な知見及びノウハウを共有するための情報プラットフォームを構築。
- ・ 各センターが把握した地域の課題及びニーズ等について、機構が定期的に収集・整理し、全国的な傾向や地域ごとの課題分析を行い、分析結果をセンター・地方公共団体に提供できる体制を構築。
- ・ センター職員を対象に、相談員研修、調査研究手法、講座の企画等に関する研修プログラムを提供。
- ➡ センターが地域における様々な関係機関・団体(経済団体、学校、自治会・町内会、NPO等)と連携・協働することで、男性も女性も、職場、家庭生活、地域その他のあらゆる場面で活躍できるような環境整備を図る。



(独)男女共同参画機構(仮称)の設立及び男女共同参画センターの機能強化に向けて

趣旨

男女共同参画社会基本法の施行から25年、我が国の男女共同参画の現状を見ると、意思決定過程への女性の参画、女性の経済的自立等、なお一層の努力が必要とされている。

こうした現状に鑑み、国の実施体制を強化するため、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として独立行政法人男女共同参画機構(仮称)を新設する。

また、同機構に「センター・オブ・センターズ」としての機能を付与し、地域における諸課題の解決に取り組む各地の男女共同参画センター等を強力に支援することで、女性に選ばれる地方づくりを後押しする。

これらを実現するための法案について、令和7年通常国会への提出を念頭に、更なる検討を進める。

新法人の概要

業務内容

①広報・啓発活動

男女共同参画社会の形成に関する国民の理解を深めるための広報・啓発活動を行う。

②ネットワーク形成

地域の実情に応じて男女共同参画社会の形成を促進していくため、男女共同参画センターを拠点としたネットワーク形成を支援する。

③研修

施設設置型法人とせず、全国各地におけるアウトリーチ型研修や、オンラインでの研修、研修・教育プログラムの提供などを行う。

④専門的な調査及び研究

各地の男女共同参画センターが把握する地域の男女共同参画に関する課題等の把握・分析を行うとともに、データベースを構築する。

⑤情報及び資料の収集、整理及び提供

地域における男女共同参画社会の形成の促進に係る取組の好事例等の収集・提供、各地域の男女共同参画に関する課題等の情報の整理・提供を行う。

⑥各地の男女共同参画センター等に対する助言

各地の男女共同参画センターにおける個別事業の実施方法や、関係機関との連携方法など、①～⑤の業務に関するアドバイスを行う。

主務大臣

内閣総理大臣及び文部科学大臣とする。

新法人及び男女共同参画センターの法的位置付け

独立行政法人男女共同参画機構のナショナルセンターとしての法的位置付け

独立行政法人男女共同参画機構は、国、地方公共団体、民間団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

国及び地方公共団体の基本的施策の追加並びに男女共同参画センターの法的位置付け

(1) 連携及び協働の促進

① 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進を効果的に推進するため、関係者相互間の連携と協働の促進に必要な施策を講ずるよう努める。

② 地方公共団体は、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点(男女共同参画センター)としての機能を担う体制を、単独または共同して確保するよう努める。

③ 男女共同参画センターとしての機能を担う者は、独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携するよう努める。

(2) 人材の確保等

国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に取り組む人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努める。